

## 2 介護老人保健施設短期入所（介護予防短期入所）療養介護利用約款

### （約款の目的）

第1条 介護老人保健施設コスモス苑（以下「当施設」という）は、要支援状態又は要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、（介護予防短期・短期）入所療養介護を提供し、一方利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対しそのサービスに対する料金を支払うことについて、取り決めることを本約款の目的とします。

### （適用期間）

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用同意書を当施設に提出したのち、 年 月 日以降効力を有します。但し利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。但し、本約款、別紙1、別紙2又は別紙3（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

### （身元引受人）

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
- ② 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額30万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
  - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
  - ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

### （利用者からの解除）

第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設、及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）

2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

### （当施設からの解除）

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合に本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- ② 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供を超えると判断された場合

- ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を半月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず15日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 利用者の身元引受人や身内の方による施設や職員に対しての過度な要求や暴言等により、信頼関係が構築できないと当施設が判断した場合
- ⑦ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑧ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設の利用ができない場合

**(利用料金)**

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し本約款に基づく短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算される利用期間の合計額及び利用者が個別に利用したサービス提供による料金の合計額を支払う義務があります。また食費・居住費にかかる負担限度額認定の対象となる方につきましては、入所される際に負担限度額認定証を提出してください。**(役所への申請もれや申請遅れによる負担限度額認定証の適用開始日に起算しての取扱いや返戻、退所後提出された場合の取り扱いや返戻は行っておりませんのでご注意ください。)**

- 2 当施設は、利用者及び身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、料金の合計額の請求書を利用終了時に発行し交付しますので、利用者及び身元引受人は、利用者の退所時に当該請求額を連帯して現金、当施設指定のクレジットカードにてお支払いいただきます。尚、入所時に利用者が要介護度の認定申請や変更申請をされている場合、介護度が未判定の状態となるため、入所時に一定金額をお預かりし介護度の確定後に精算をさせていただきます。
- 3 当施設は利用者又は身元引受人から1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。尚**領収書は再発行ができませんので大切に保管ください。**

**(記録)**

第7条 当施設は、利用者への短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

**(身体拘束等)**

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

**(秘密の保持及び個人情報の保護)**

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等

- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〈介護予防支援事業所〉）等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

#### **(緊急時の対応)**

第10条 当施設は、利用者に対し施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は利用者に対し当施設における短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）での対応が困難な状態、又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は利用者、身元保証人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し緊急に連絡します。

#### **(事故発生時の対応)**

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元保証人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

#### **(介護予防短期・短期入所療養介護の利用にて起こりうるリスク等について)**

第12条 摂食・嚥下障害による身体的弊害については、誤嚥（食塊や唾液など本来気道に入るべきでないものが声門をこえて気管や気管支まで入ってしまった状態）により起こるもので、その症状として誤嚥性肺炎や無気肺、窒息などの合併症が起きる場合があります。応急処置につきましては、できる限りのことは致しますが対応困難な場合もあることをご承知おきください。

- 2 転倒・転落については防止対応をおこないますが、完全に防止することはできません。転倒・転落により打撲や骨折、またその際の衝撃により生命への危険が伴うことをご承知おきください。
- 3 感染症等（インフルエンザ・疥癬・ノロウイルス等）が施設で発生したときは、感染防止の為に隔離対応を行います。罹患される場合があることもご承知おきください。またそのために予定の利用期間の延長等による不利益についての責は負いません。

#### **(要望又は苦情等の申出)**

第13条 利用者、身元引受人は、当施設の提供する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることもできます。

#### **(賠償責任)**

第14条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して当施設に対してその損害を賠償するものとします。

#### **(利用契約に定めのない事項)**

第15条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 コスモス苑
- ・開設年月日 平成11年5月10日
- ・所在地 神戸市須磨区妙法寺荒打308-1
- ・管理者名 尾原 徹司（オバラ テツジ）
- ・電話番号 078-747-2520 ・ファックス番号 078-747-2566
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（2850780020号）

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護予防・介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、（介護予防短期・短期）入所療養介護や（介護予防通所・通所）リハビリテーションなどのサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。この目的に沿って、当施設では以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

（運営方針）

1. 利用者の人格を尊重したサービスの実施。
2. 利用者及び家族のクオリティオブライフの向上をめざす。
3. 温かい介護と思いやりのあるサービスの提案
4. 人間性豊かな環境の整備
5. 在宅療養支援システムの確立

(3) 施設の職員体制（介護予防通所・通所）リハビリテーション専任職員は除く

当施設の法令の定める職種、員数は下記のとおりです。

- |                       |      |               |
|-----------------------|------|---------------|
| (1) 医師                | 1名   | <入所者の保健医療管理>  |
| (2) 看護職員              | 10名  | <入所者の看護管理>    |
| (3) 薬剤師               | 0.4名 | <入所者の薬剤管理>    |
| (4) 介護職員              | 24名  | <入所者の介護管理>    |
| (5) 支援相談員             | 1名   | <入所者の相談業務>    |
| (6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 | 1名   | <入所者の理学、作業療法> |
| (7) 管理栄養士             | 1名   | <入所者の栄養管理>    |
| (8) 介護支援専門員           | 1名   | <入所者のケアプラン管理> |

なお、当施設では、上記以上の職員を配置しております。

(4) 入所定員 100名

- |      |           |     |              |
|------|-----------|-----|--------------|
| ・療養室 | ①従来型個室    | 9室  | 8.22~13.91㎡  |
|      | ②2人室(多床室) | 5室  | 16.77~22.23㎡ |
|      | ③3人室(多床室) | 3室  | 22.78~28.47㎡ |
|      | ④4人室(多床室) | 18室 | 32.98~34.07㎡ |

(5) 通所定員 50名

（介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション）

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② （介護予防短期・短期）入所療養介護計画の立案
- ③ （介護予防通所・通所）リハビリテーション計画の立案
- ④ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）

朝食 8時00分~8時30分 昼食 12時00分~13時00分

おやつ 15時00分～15時30分 夕食 18時00分～19時00分

- ⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭のみとなる場合があります。）
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑨ リハビリテーション
- ⑩ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の把握と計画
- ⑪ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑫ 理美容サービス（原則月1回実施します。但しデイケアは月5回）
- ⑬ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた（介護予防通所・通所）リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用します）
- ⑭ 行政手続代行
- ⑮ その他

これらのサービスのなかには、基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

### 3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力のもとに、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応が出来る様になっています。

- ・協力医療機関 尾原病院 神戸市須磨区妙法寺荒打308-1
- ・協力歯科医療機関 片山歯科 神戸市垂水区塩屋町4丁目16-8オーブラン塩屋

### 4. 施設利用に当たって留意いただきたいこと

#### 食事

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮ください。

#### 面会

外来者が利用者に面会しようとするときは、施設に届け出てください。感染症が発生した場合や世間で流行しているときには面会を中止する場合があります。

#### 要望・依頼、電話の取り次ぎ、問い合わせ等

要望や依頼、電話での対応は、**入所時に同意をいただいた身元引受人に限定**させていただいております。御家族や御親族、その他の方からのお申し出等については、同意をいただいた身元引受人を通じてお申し出ください。それ以外は原則お断りしております。

#### 外出・外泊

利用者が外出及び外泊しようとするときは、所定の様式にて外出、外泊先、施設へ帰着する予定日時を施設管理者に届けてください。

#### 飲酒・喫煙

原則として禁止です。

#### 火気の取扱い

指定した場所以外では火気の使用はできません。

#### 設備・備品の利用

故意に施設設備や物品を棄損したり、施設外へもちださないようにしてください。

#### 所持品・備品等の持ち込み

利用者個人の持ち物の紛失については責任を負いかねます。すべてお名前を記入してください。果物等の生物は持ち込まないで下さい。多量の副食もご遠慮ください。

入所後、私物の持込の際は必ず各階のサービスステーションまで届けてください。

電気製品の持込は防災上の安全も考えて許可制にしておりますのでご相談ください。

#### 金銭・貴重品の管理

現金の持ち込みは必要最低限にして、貴重品は持ち込まないでください。当施設では一切責任を負いか

ねます。またお預かりも出来ません。

ショートステイ利用中にかかりつけ医への受診や薬の請求等

ご利用中に病院受診が必要となった場合は退所となります。またご家族がご利用者の薬を請求（保険請求）することもできませんので、必ず相談員にご相談ください。

宗教活動・特定の政治活動・営利行為

禁止しております。

ペットの持ち込み

持込はできません。

#### 5. 非常災害対策

- ・防災設備     スプリンクラー（488箇所）消火器（26本）補助散水栓（13箇所）  
                  非常火災放送設備（126箇所）誘導灯（29箇所）感知器（130箇所）
- ・防災訓練     年2回以上

#### 6. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話078-747-2520） 対応窓口 運営管理部 責任者 池町 俊紀  
尚、利用約款の第13条にも記載しております。

<事業所以外の苦情相談窓口>

（介護保険サービスに関すること）

神戸市福祉局 監査指導部

TEL 078-322-6326 （平日 8:45~12:00・13:00~17:30）

兵庫県国民健康保険団体連合会

TEL 078-332-5617 （平日 8:45~17:15）

（養介護施設従業者等による高齢者虐待通報専用電話（神戸市福祉局 監査指導部内）

TEL 078-322-6774 （平日 8:45~12:00 13:00~17:30）

（サービスの質や契約に関すること）

神戸市消費生活センター

TEL 078-371-1221 （平日 9:00~17:00）

#### 7. その他 当施設の詳細は、パンフレットを用意しておりますのでご請求ください。

短期入所療養介護介護（介護予防短期入所療養介護）について  
（令和7年2月16日現在）

1. 介護保険証の確認

利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。  
なお認定証をお持ちの方は同時に提出してください。

2. 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の概要

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護者（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をし、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。

このサービスを提供するにあつては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また計画内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 基本料金(2割負担となる場合は、基本料金に2倍、3割の場合は同じく3倍した金額となります。端数は1円単位で変わる場合があります。)

① 施設利用料（介護保険制度では、要支援・要介護認定による段階によって利用料が異なり、下記に1日あたりの自己負担分を掲載しております）但し、施設の機能状況<※>により変更となる場合があります。

<※> 在宅復帰・在宅療養支援機能の評価により「基本型」を適用しております。これは別に定める体制要件や在宅復帰の状況、ベットの回転率、重度者の割合状況等により決定されます。

基本型	介護老人保健施設 短期入所療養介護費	
	従来型個室	多床室
要介護1	794円	875円
要介護2	845円	928円
要介護3	911円	995円
要介護4	968円	1051円
要介護5	1024円	1109円

	介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費	
	従来型個室	多床室
要支援1	611円	647円
要支援2	766円	816円

尚、入所時において要介護度の変更申請等をされており、要介護度が未確定の場合には、入所時に概算額のお預りをさせていただきます。（預り金は1日あたり4,000円に利用予定日数を乗じた金額となります。）お預り時には預り証をお渡しいたします。後日介護度が確定した際にご精算をさせていただきますので、介護保険証と預り証を窓口にご持参ください。

② 夜勤体制加算

夜勤体制での看護職員・介護職員の数が入所者等の数20名に1以上、又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ入所者41名以上では2を越えている場合は1日当たり25円の負担となります。

③ 個別リハビリテーション実施加算

医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して利用者ごとの個別リハビリテーション計画を作成し、その計画に基づき医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合は1日につき251円の負担となります。

④ 緊急短期入所受入加算

利用者の状況や家族の事情等により、介護支援専門員が、短期入所療養介護を受ける必要があると認めている場合で、居宅サービス計画で予定されていない短期入所療養介護を行なった場合、利用開始日より7日を限度として1日あたり94円のご負担となります。（但し、利用者の日常生活上の世話を行う

家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日を限度とします。)

⑤ 若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症利用者に対して、個別の担当者を定め（介護予防短期・短期）入所療養介護を行った場合は1日につき126円のご負担となります。但し⑤を算定している場合は対象となりません。

⑥ 重度療養管理加算

要介護4又は5であって、別に厚生労働大臣が定める状態（※）にあるものに対して医学的管理を行なった場合、1日あたり126円のご負担となります。

（※）常時頻回の喀痰吸引を実施・呼吸障害等により人工呼吸器を使用・中心静脈注射を実施・人工腎臓を実施し重篤な合併症を有する・心機能障害や呼吸障害等常時モニター測定を実施・膀胱、直腸の機能障害が身障4級以上でストーマの処置を実施・経鼻胃管や胃ろう等の経腸栄養を実施・褥瘡の治療を実施・気管切開が行われている。

⑦ 療養食加算

食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理され、厚生労働大臣が定める療養食（医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、すい臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食）を提供した場合は1食につき9円が加算されます。

⑧ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（I）

施設基準第五十五号イ（1）（六）に掲げる算定式により算定した数が40以上であること。

かつ地域の貢献する活動を行っている場合は1日につき54円のご負担になります。

⑨ 総合医学管理加算

治療管理を目的とし、以下の基準に従い、別に定める厚生労働大臣が定める基準に従い指定短期入所療養介護を行った場合に、10日を限度として1日につき288円のご負担となります。

- ・診療方針を定め、治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行う
- ・診療方針、診断、処置を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載する。
- ・かかりつけ医に対し、利用者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて必要な情報の提供を行う。

⑩ 緊急時治療管理

緊急時に所定の対応を行なった場合（重篤な救急医療）1日あたり546円のご負担となります。

⑪ 送迎加算

利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行なうことが必要と認められる利用者に対して、居宅と事業所間の送迎を行なう場合は、1日あたり193円のご負担となります。

⑫ 業務継続計画未実施減算

以下の基準に適合していない場合、所定単位数の1.0%を減算します。

感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定する。

（令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備、及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。）

⑬ 高齢者虐待防止措置未実施減算

虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合、所定単位数の1%を減算します。

- ・虐待の防止のための指針を整備すること
- ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ・上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

⑭ 身体拘束廃止未実施減算（令和7年4月1日から適用）

身体拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合、所定単位数の1%を減算します。

- ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化等のための研修を定期的実施すること



⑮ 口腔連携強化加算

事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算します。この場合は53円のご負担となります。

(事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療科の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めている場合)

⑯ 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)

・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている場合。

・見守り機器等のテクノロジー1つ以上導入している場合。

・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行っている場合は1月に11円のご負担となります。

⑰ サービス提供体制強化加算

サービスを提供する上で

(Ⅰ) 介護職員の総数の内、介護福祉士が80%以上配置又は勤続10年以上介護福祉士35%以上の場合は1日当たり24円

(Ⅱ) 介護職員の総数の内、介護福祉士が60%以上配置の場合は1日当たり19円

(Ⅲ) 常勤職員75%以上配置又は介護福祉士が50%以上配置、又は勤続7年以上が30%以上の場合は1日当たり7円

上記の項目のうち、施設が適合する一つを選択した項目の部分のご負担となります。

⑱ 介護職員処遇改善加算

介護職員の処遇を改善するため、各々の所定単位数に区分(加算Ⅰ～Ⅲ)に応じた加算率を乗じた分の1割負担となります。

⑲ 介護職員等特定処遇改善加算

介護職員等の処遇を改善するため、各々の所定単位数に区分(加算Ⅰ～Ⅱ)の応じた加算率に乘じた分の1割負担となります。

⑳ 介護職員等ベースアップ等支援加算

介護職員等の処遇改善を目的とした加算となります。各々の所定単位数に0.8%を乗じた分の1割のご負担となります。

(2) 日用品費

タオル、おしぼりなど日常生活に必要な品物の代金は、利用者の個別に希望により徴収させていただく費用ですのでお申し込みください。

(3) 教養娯楽費

一般的な書道、絵画、手芸の材料費、その他文化・教養・娯楽等の活動運営に必要な費用として、利用者の個別の希望により徴収させていただく費用ですのでお申し込みください。

尚、特別な材料を必要とされます利用者からは別途実費を徴収させていただきます。

(4) 送迎の範囲及び料金

神戸市須磨区(全域)、長田区(一部地域)、垂水区(一部地域)西区(一部地域)

送迎料金 片道 193円となります。

4. その他の料金

指定介護療養サービスを提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告知上の額とし、当該指定介護療養サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬上の告知した介護療養施設サービス費の1割(介護保険法の定めにより保険給付が9割でない場合は、それに応じた割合)とします。

2 前項のほか、次の各号に掲げる費用をいただきます。

ア 居住費 下記C表のとおり

イ 食費 下記C表のとおり

ウ 特別な室料(1日当り)

4階(従来型個室)(トイレ・電話・テレビ付)	3,000円(税別)
3階(従来型個室)(バス・トイレなし)	2,000円(税別)
(ユニットバス・トイレ付)	2,500円(税別)
2人室(多床室)	2,000円(税別)

エ 利用者の選定する特別な食事 実費

オ 理美容代(お申込みが必要です。また自費負担です)

カット・顔そり(女性のみ)にてユーミンヘルスケア(売店)へお申し込みください。

カ 死亡時 死亡処置料 15,000円(税別) 死亡診断書料 5,000円(税別)  
 浴衣使用の場合 3,000円(税別)

キ 文書料 社会保険等(公的保険・民間型保険) 5,000円(税別)  
 診断書(当苑所定の証明) 3,000円(税別)  
 簡易証明等(入所証明) 3,000円(税別)・  
 (領収書再発行1枚毎) 1,000円(税別)

ク 職員送迎費 利用者の急変等により救急車や当苑車両で搬送した場合、受入病院の添乗要請で職員が同乗いたしますが、その際の帰苑時にかかるタクシー代(実費)がご負担となります。また当苑車両にて搬送した場合は、別途配車費用として片道2000円(税別)(駐車料が必要な場合は別途加算)ストレッチャー利用の場合は片道3000円(税別)又、通院時等についても当苑車両を利用された場合も同様のご負担となります。

その他、ご希望に応じて対応させていただきます。詳細は売店の資料をご覧ください。

居住費及び食費の額 (円/日)

C表		負担限度額 利用者負担 第1段階	負担限度額 利用者負担 第2段階	負担限度額 利用者負担 第3段階	負担限度額 利用者負担 第4段階
滞在費	従来型個室	550円	550円	1,370円	1,728円
	多床室	0円	430円	430円	437円
食費		300円	600円	1000円 1300円	1,995円

・食費/1日 (朝食 500円 昼食 740円(おやつ込み) 夕食 755円)

ただし、利用者が食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定書に記載されている食費の負担額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。

また併営の病院への入院、病院からの入所の場合、その当日の食費に関して負担限度額認定を受けている対象者の方も実費扱いとなります。

・滞在費(療養室の利用費)/日 従来型個室 1,668円(R6年8月から1728円) ・多床室 377円(R6年8月から437円)

ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定書に記載されている滞在費の負担限度額が1日にお支払いいただく滞在費の上限となります。

① 電気使用料<持ち込み電気製品>

・持ち込みされる電気製品のw数を当苑の定める推定使用時間に1w当り0.027円を乗じて算出します。

尚、電気料金は今後変動する場合がありますが、その場合は受付にて電気料金の単価を表示することにより金額の変更をさせていただきます。

・持ち込みされる電気製品は許可が必要です。受付にてお申し込みください。

・テレビの視聴(テレビの持ち込み対応はしておりません)については周囲の人に特別のご配慮をお願いいたします。基本的にはイヤホンをご利用いただき、また視聴時間は夜9時までとしています。

・施設長の判断(医療・介護上)で視聴をお断りする場合があります。

<テレビのリース>

・受付にてお申し込みください。料金は月額5000円(税別)1日単位では1日200円(税別)となります。(イヤホンは消耗品ですので売店にて購入ください)

② その他

保険に適応する料金については、単位積算上1円単位の範囲で誤差が生じることがあります。ご了承くださいますようお願いいたします。

5、支払方法

利用終了時、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、料金合計額の請求書を発行し交付します。利用者及び身元引受人は当施設に対し当該請求額を連帯して利用終了時に現金もしくは当施設指定のクレジットカードにてお支払いください。

6. 介護保険制度・報酬等の改正等における手続き.

提供するサービスについては、告示改正等による基本報酬等の変更、あるいは介護保険制度の改正による報酬改定や新たに設定される加算、または変更される加算等がありますので、その新たな内容を記載した書類（重要事項説明書その2）を受領（受領印もしくはサイン）することにより、その制度の変更日に起算して引き続き短期入所療養介護の利用を継続することへの同意確認といたします。

2021.8.1 介護保険改正

2022.10.1 一部改正

2024.4.1 介護保険改正

2024.8.1 居住費改正

2025.2.16 食費の改定

## 個人情報の利用目的 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）用

介護老人保健施設コスモス苑では、介護老人保健施設短期入所（介護予防短期入所）療養介護利用約款に基づき、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - －入退所等の管理
  - －会計・経理
  - －事故等の報告
  - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - －検体検査業務の委託その他の業務委託
  - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
  - －保険事務の委託
  - －審査支払機関へのレセプトの提出
  - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

### 【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - －当施設において行われる学生の実習への協力
  - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －外部監査機関への情報提供

以上

# 介護老人保健施設短期入所療養介護

## (介護予防短期入所療養介護) 利用同意書

介護老人保健施設コスモス苑を入所利用するにあたり、介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用約款及び別紙1（重要事項説明書その1）、別紙2（重要事項説明書その2）別紙3（個人情報の利用目的）を受領し、これらの内容に関して説明を受け、これらを十分に理解した上で短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用に同意します。

西暦 年 月 日

<利用者>

住 所

氏 名

印

上記利用者欄は身元引受人にて代筆しております 印

<利用者の身元引受人>

住 所

氏 名

印

<身元引受人の保証極度額を記入> 保証極度額 \_\_\_\_\_ 円

介護老人保健施設コスモス苑 御中

<本約款第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先>

・氏 名	(続柄 )
・住 所	
・電話番号	自宅 携帯 その他

<本約款第10条3項緊急時及び第11条3項事故発生時の連絡先>

・氏 名	(続柄 )
・住 所	
・電話番号	自宅 携帯 勤務先 勤務先名